

(公 印 省 略)

分医発第4666号
令和7年2月6日

各 郡市等医師会感染症対策担当理事 殿

大分県医師会感染症対策本部 井 上 雅 公

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について（施行通知）の発出について

今般、厚労省より各都道府県等宛に標記通知が発出された旨、日医より別紙のとおり
連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療
機関への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日医発第 1819 号（健Ⅱ）
令和 7 年 1 月 31 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について（施行通知）の発出について

今般、厚生労働省より、各都道府県知事等宛標記通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 16 号）の公布について別添のとおりお示しするものです。

本改正により、国立大学法人長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また、国立大学法人長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟（BSL4 施設）を特定一種病原体等所持施設として大臣指定がなされましたので情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年1月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令の施行について（施行通知）の発出について

標記については、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛て
通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろ
しくお取り計らい願います。

感 発 0 1 2 4 第 2 8 号
令 和 7 年 1 月 2 4 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令の施行について（施行通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第16号）が別添のとおり公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

「高度安全実験施設（BSL4 施設）を中核とした感染症研究拠点の形成について」（平成29年2月17日感染症研究拠点の形成に関する検討委員会決定）において「現行の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）の規定では、長崎大学が特定一種病原体等所持者の指定を受けることができないことから、厚生労働省は、法人要件以外の基準を満たしていると認められた時点で、政令改正を行う」とされているところ、今般、長崎大学については、特定一種病原体等所持者として指定を受けるために必要な、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）に定める基準を満たすことが確認されたため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）第 15 条を改正し、感染症法第 56 条の 3 第 2 項の政令で定める法人として、国立大学法人長崎大学を規定する。
- その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 1 月 24 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「特定一種病原体等及び特定一種病原体等の所持に係る法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十六条の三第二項の政令で定める法人は、国立大学法人長崎大学とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂